平成２７年（フ）第１０８１９号
東京都足立区梅田１丁目５－１－303
債務者　山口　智哉
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８０号
東京都三鷹市深大寺１丁目７番52号サンシティイムラ203
債務者　中嶋　優貴
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５３号
東京都西東京市向台町５丁目３番21号海老沢マンション102号
債務者　多々野昭司
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８１号
静岡県浜松市西区入野町16303番地の１　ソレアードⅠ　101
債務者　鈴木　尚子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
静岡県浜松市中区葵東２丁目23番47号　アストロハイツⅠ　102
債務者　加藤　辰哉
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目９番12号アパートメント三冠Ｂ－102
債務者　藤川　　忍
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７１号
横浜市港北区大曽根３丁目16番19号
債務者　吉原　　昇
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
横浜市鶴見区梶山２丁目39番29号　サニーハイム梶山103
債務者　伊藤　優子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３９８号
静岡市清水区長崎1127番地の40
破産者　ホクセイハウジングマテリアル株式会社
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
栃木県那須塩原市若葉町７番６号　真島マンション３－403号、開始決定時の住所栃木県那須塩原市高砂町６番５号
破産者　ショアールこと　篠﨑美江子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市関谷1502番地
破産者　秋山美惠子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第５０号
長野県須坂市墨坂南１丁目６番19号
破産者　株式会社須坂サニー三井商会
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
長野県須坂市大字須坂1528番地３
破産者　有限会社クッキーベーカー
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７４号
名古屋市中村区八社２丁目195番地
破産者　有限会社丸広
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９４９号
大阪市北区天神橋２丁目１番25号繁昌ビル501
破産者　有限会社タワーリングクラウド
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８９号
大阪市淀川区宮原１丁目３番３号
破産者　有限会社バジャン
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７８号
大阪市淀川区塚本１丁目９番６号
破産者　アストラ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部